

大規模災害発生時の尾道市議会議員の行動マニュアル

(平成27年9月8日)

1 大規模災害が発生したとき

- (1) 議員は、大規模災害の発生をテレビやラジオ等で知った時は、尾道市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- (2) 議員は、自身や家族の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。

◎大規模災害の判断基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害

2 初動期（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

- (1) 災害発生時、議員は議会事務局からの問い合わせに対し、自らの安否と所在又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

<通信方法>

- ①タブレット等のICT機器を活用する。
- ②電話回線が使用可能であれば、電話により連絡する。
- ③電話がつながりにくく使用不可能であれば、メール等により連絡する。
- ④最寄りの支所（衛星携帯電話を配備）から連絡する。
- ⑤前記が不可能であれば災害用伝言ダイヤル（171）に録音する。

◎安否連絡方法⇒次の手段により議会事務局あて回答する。

- 1 ラインワークス 全議員、全事務局職員参加のトークルーム
- 2 電話 0848-38-9371
- 3 FAX 0848-38-9339
- 4 E-mail gikai@city.onomichi.hiroshima.jp

- (2) 議員は自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提とするが、地域の一員として地域の被災者の安全確保及び避難誘導に協力する。

3 初動期経過後（議会が通常の機能を回復するまで）

- (1) 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- (2) 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、連絡会議に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援等の共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。

4 議会事務局が議員から聞き取りする項目

- (1) 安否と現在の状況
- (2) 現在の居場所
- (3) 自宅の固定電話及びF A Xの使用
- (4) 携帯電話の使用
- (5) 自宅以外で書類等を受け取る場合のF A X番号

5 議員への情報伝達方法

連絡会議から議員への情報伝達の優先順位は次のとおりとする。

- (1) ラインワークス
- (2) 携帯メール
- (3) F A X
- (4) 電話

6 参集又は活動時の留意事項

(1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ及び筆記用具等必要な用具を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯する。

(2) 交通手段

災害発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断により、自動車を使用できないことも想定されることから、その場合は徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助を最優先に適切な措置をとる。

7 尾道市安全・安心メールへの登録

議員は、情報収集の手段として、尾道市安全・安心メールへの登録を必ず行うものとする。

8 このマニュアルは、平成27年9月8日から施行する。

このマニュアルは、令和3年8月25日から施行する。